

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十六号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七七号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（職員の職）」を付し、同条第一項の表理事の項の次に次のように加える。

会計管理部長	知事及び会計管理者の命を受け、会計及び用度に関する事務を掌理する。
--------	-----------------------------------

第四条を削る。

第五条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第四条とする。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

一 本庁に置く職

職名	職の置かれる組織	職務	備考
局長	局	知事の命を受け、部下の職員を指揮監督し、局の事務を掌理する。	
経営戦略審議官	局	知事の命を受け、経営戦略に関する事務を掌理する。	総務局に必要に応じ置く。
部長	局	上司の命を受け、命じられた局の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
局付	局	上司の命を受け、命じられた事務を整理する。	必要に応じ置く。
課長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。	
担当課長	行政組織規則第三条に基づく機関	上司の命を受け、職員を指揮監督し、担当する事務を掌理する。	必要に応じ置く。
政策監	課	上司の命を受け、重要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整の事務を整理する。	必要に応じ置く。
出納監察員	課	上司の命を受け、出納事務の監察に従事する。	会計管理部審査指導課に必要に応じ置く。
担当監	課	上司の命を受け、担当する事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
防災航空センター長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、防災航空センターの事務を掌理する。	危機管理監危機管理課に必要に応じ置く。

健康指導監	課	上司の命を受け、職員健康管理に関する医学的観点からの指導に従事する。	総務局人事課に必要に応じ置く。
東部産業支援担当次長	課	上司の命を受け、産業振興に関する事務を総括し、及び整理する。	商工労働局商工労働総務課に必要に応じ置く。
企業誘致担当次長	課	上司の命を受け、企業誘致に関する事務を総括し、及び整理する。	商工労働局県内投資促進課に必要に応じ置く。
参事	課	上司の命を受け、命じられた課の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
主幹	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任専門員	課	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主査	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
事業推進員	課	上司の命を受け、特定の事業の推進に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
専門員	課	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
主任	課	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
主事	課	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。
技師	課	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。

備考

- 1 部長、政策監（兼職のものを除く。）及び担当監については、特定の事務名を付した職名とする。
- 2 課（課長の項に掲げるものを除く。）には、行政組織規則第三条に基づく機関、行政組織規則第五条第二項に基づく戦略企画チーム及び行政組織規則第六条第一項に基づく複合組織が含まれる。

二 地方機関に置く職

イ 行政機関

職名	職の置かれる組織	職務	備考
所長	所及びセンター並びに事業所及び管理事務所	上司の命を受け、職員を指揮監督し、所若しくはセンター又は事業所若しくは管理事務所の事務を掌理する。	
支所長	支所	上司の命を受け、職員を指揮監督し、支所の事務を掌理する。	
分室長	分室	上司の命を受け、職員を指揮監督し、分室の事務を掌理する。	

医監	厚生環境事務所	上司の命を受け、保健事務について医学的観点からの指導及び助言に従事する。	必要に応じ置く。
次長	所及びセンター並びに支所、分室及び事業所	上司の命を受け、児童、知的障害者、要保護女子等問題を抱えた女性又は配偶者からの暴力被害者に関する判定並びに医学的観点からの相談及び指導に従事する。 所長又は支所長若しくは分室長を補佐し、命じられた所若しくはセンター又は支所、分室若しくは事業所の事務を整理する。	必要に応じ置く。
総務管理監	総務事務所	上司の命を受け、庶務に関する事務及び工事の契約に関する事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
総務契約監	総務事務所	上司の命を受け、工事の契約に関する事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
政策監	所並びに支所及び事業所	上司の命を受け、重要施策に関する基本的事項の企画及び調査並びに総合調整の事務を整理する。	必要に応じ置く。
税務査察監	西部県税事務所及び東部県税事務所	上司の命を受け、税務事務の査察に関する事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
課長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。	必要に応じ置く。
担当課長	行政組織規則第三条に基づく機関	上司の命を受け、職員を指揮監督し、担当する事務を掌理する。	必要に応じ置く。
総務管理員	総務事務所	上司の命を受け、庶務に関する事務及び工事の契約に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
参事	所及びセンター、支所、分室、事業所及び管理事務所並びに課	上司の命を受け、命じられた所若しくはセンター、支所、分室、事業所若しくは管理事務所又は課の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
主幹	所及びセンター並びに支所、分室、事業所及び管理事務所	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任専門員	所及びセンター、支所、分室、事業所及び管理事務所並びに課	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
主査	所及びセンター並びに支所、分室、事業所及び管理事務所	上司の命を受け、特定の事業の推進に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
事業推進員	所及びセンター並びに支所、分室、事業所及び管理事務所	上司の命を受け、特定の事業の推進に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。

税務査察員	係長	専門員	主任	主事	技師
県税事務所及びその分室	係	所及びセンター並びに支所、分室、事業所及び管理事務所	所及びセンター並びに支所、分室、事業所及び管理事務所	所及びセンター並びに支所、分室、事業所及び管理事務所	所及びセンター並びに支所、分室、事業所及び管理事務所
上司の命を受け、税務事務の査察に従事する。	上司の命を受け、係の事務を掌理する。	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務に従事する。	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	上司の命を受け、事務に従事する。	上司の命を受け、技術に従事する。
必要に応じ置く。		必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。	必要に応じ置く。

備考 課（課長の項に掲げるものを除く。）には、行政組織規則第三条に基づく機関が含まれる。

ロ 地方分課機関

職名	職の置かれる組織	職務	備考
所長及び校長	所、センター及び消防学校	上司の命を受け、職員を指揮監督し、当該機関の事務を掌理する。	
飛行場長	広島西飛行場事務所	上司の命を受け、職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。	
総括研修企画監	自治総合研修センター	上司の命を受け、研修の企画に関する事務を総括する。	必要に応じ置く。
イノベーション推進監	大阪情報センター	上司の命を受け、イノベーションの推進事務を総括する。	
次長	所及びセンター	所長を補佐し、命じられた所又はセンターの事務を整理する。	必要に応じ置く。
航空管理監	広島西飛行場事務所	上司の命を受け、広島西飛行場の整備等に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
教頭	消防学校	校長を補佐し、命じられた学校の事務を整理する。	
研修企画監	自治総合研修センター	上司の命を受け、研修の企画に関する事務及び教務を整理する。	必要に応じ置く。
課長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。	
参事	所、センター及び消防学校並びに課	上司の命を受け、命じられた所の事務若しくは消防学校又は課の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。

ハ 公の施設

職名	職の置かれる組織	職務	備考
主幹	所、センター及び 消防学校並びに課	上司の命を受け、特定事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任教諭	消防学校	上司の命を受け、相当の訓練を実施するほか、命じられた事務を整理する。	必要に応じ置く。
主任専門員	所、センター及び 消防学校	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。
政策課長	東京事務所	上司の命を受け、所定の政策に係る担当業務を整理する。	
担当課長	大阪情報センター	上司の命を受け、所定の担当業務の管理に従事する。	必要に応じ置く。
主査	所、センター及び 消防学校並びに課	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
事業推進員	所、センター及び 消防学校	上司の命を受け、特定の事業の推進に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
教諭	消防学校	上司の命を受け、相当の訓練を実施するほか、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
係長	係	上司の命を受け、係の事務を掌理する。	
専門員	所、センター及び 消防学校	上司の命を受け、所定の専門事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
主任	所、センター及び 消防学校	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
主事	所、センター及び 消防学校	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。
技師	所、センター及び 消防学校	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。
支所長	総合技術研究所西 部工業技術センタ ー生産技術アカデ ミー	上司の命を受け、職員を指揮監督し、当該施設の事務を掌理する。	
次長	総合精神保健福祉 センター及び総合 技術研究所のセン ター	所長又はセンター長を補佐し、命じられたセンターの事務を整理する。	必要に応じ置く。
医監	総合技術研究所保 健環境センター	上司の命を受け、研究の基本方針の策定及び研究の指導に従事する。	必要に応じ置く。
センター長	総合技術研究所の センター	上司の命を受け、職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。	
所長、館長、 校長及び園 長	所、総合精神保健 福祉センター、館 学校、園及び能力 開発校	上司の命を受け、職員を指揮監督し、当該施設の事務を掌理する。	非常勤の職とすることができ る。





主事	公の施設並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー	る専門的事項をつかさどる。	必要に応じ置く。
技師	公の施設並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産アカデミー	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において在職する職員の職については、この規則による改正前の職員の職の設置に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定は、当該職員がこの規則による改正後の職員の職の設置に関する規則に規定する職へ昇任するまでの間、なおその効力を有する。この場合においても、当該職員を旧規則に規定する職へ昇任させることはできないものとする。